

元中津保育所の民営化に伴う第9回三者協議会会議録

1 日 時

平成27年12月5日（土） 午前9時00分から

2 場 所

てんのう中津保育園

3 出席者

- ・てんのう中津保育園保護者 17人
- ・社会福祉法人 天王福社会
一ノ瀬園長 ほか1名
- ・保育幼稚園課
中井課長・瀧川参事・佐竹副主幹

4 案件

- (1) お泊まり保育について
- (2) 卒園アルバムについて
- (3) 保育短時間の延長保育料の取り扱いについて
- (4) 民営化後の保護者アンケートの実施について
- (5) その他

5 発言要旨

(市) 皆さん、おはようございます。

本日はお忙しい中、三者協議会にお集まりいただきましてありがとうございます。

少し座らせていただいて説明をさせていただきます。

三者協議会を始めさせていただく前に、私どもから保護者の皆さまに1点お願いしたいことがあるのですけれども、今後の引継保育の体制に関係するお願いなのですが、実は、ある公立保育所の所長のご親族のかたが、介護が必要な状態になっておられまして、ご病気でということなのですけれども、当該の保育所の所長から介護休

暇を取得させてほしいということで申し出がありまして、以前から課長のほうが相談を受けていたのですけれども、色々と検討をさせていただいていたのですが、何分、所長という職責がありますので、今まで何とか、ということで頑張っていたのですが、ご病気のことなので、色々ありまして、先日もできたら早期に取らせていただきたいという申し出がありまして、当該の保育所の所長が不在になるということから、その処遇について、色々市のほうでも検討させていただいていたのですけれども、先ほども申しましたけれども、所長の職責というものを担える保育士が当該の保育所にはいない状況にありまして、介護休暇という性質上、最短2週間とか、何か月とかという、市の規定はあるのですけれども、もし、介護が必要な場合に何か万一のことがあった場合は、その時点で介護の必要がなくなってしまうということで、期間がなかなか特定できないというところがありまして、人事異動で、そのかわりで誰かを所長にということも難しいような状況にあるので、そこで皆さんにお願いなのですけれども、引継保育士ということで配置させていただいております佐竹のほうを当該の保育所の所長の代替ということで、12月17日からですけれども、そちらのほうにも配置させていただきたいと考えております。

当該の保育所につきましては、佐竹のほうが以前、その保育所の所長ということで経験があるということもありまして、所長が不在ということになるに当たって当該保育所の保護者の皆様との関係であるとか、地域の状況であるとかということが、一定、認識をしているというところもありまして適任であるというふうに考えたのですけれども、もちろん中津保育所の民営化に伴う引継保育士という大事な職責もございますので、今後の引継体制について、引継保育の実施基準ということで、その基準としましては、12月までは所長と保育士2名、合計3名が週3日間ということで、てんのう中津保育園で引き継ぎ保育を行うということで、1月からは所長1人が週に1回、引継保育の総仕上げということで、見守保育を行うということになっているのですけれども、当該保育所の所長が今月の17日から介護休暇を取得するというので、佐竹の引継体制につきまして、同じく今月の17日から28日の間、本来、週3日ということでこちらの保育園で引き継ぎに従事しなければならないのですけれども、そこを1月からと同じような状態で週1回の引き継ぎということにさせていただいて、1月から3月までは基準どおり週に1回、

てんのう中津保育園のほうで引き継ぎをさせていただくということで、そういうふうにさせていただきたいというものでございます。

もちろん佐竹以外の2人の保育士につきましては、12月28日まで週3日ということでこちらで引き継ぎをさせていただきますし、佐竹のほうも当該の保育所で勤務する日でも、てんのう中津保育園で何かあれば駆けつけるということで、そういうことができる体制をとるということを考えさせていただきますし、三者協議会のほうも1月以降までであると思うのですけれども、引き続き出席させていただきますので、ご迷惑をおかけしますけれどもご理解をいただきますようお願いいたします。

今回、ご了解をいただきましたら、保護者の皆さまには、改めまして実施体制の変更ということで、お知らせを全戸配布させていただくというように考えておりますので、併せてよろしく願います。

(市) 一定、説明のほうをさせていただきました。内容のほうをご理解いただけましたでしょうか。

公立保育所は、現在6か所です。民営化する玉島保育所も含めて6か所ございます。そのうちのひとつの保育所で、所長がご家族の状況によってやむを得ず、期間がちょっと特定できないお休みに入らざるを得ないと、こういう状況になっております。

民間園さんもそうですけれども、所長・園長の役割というものは非常に重要な役割でございます。その期間が分からない中、園長不在で運営するということについて、保護者の方の不安も非常に高まるものと考えております。

従いまして、所長不在という期間を極力少なくしたいという思いがございまして、当該保育所で所長としての勤務経験のある佐竹のほうをそちらに配置をさせていただいて、引き継ぎのほうも合わせてしっかりさせていただくという体制は、こういう体制が一番望ましいのかと思いましたので、この12月17日から、1月からの週1回の引き継ぎという体制を少し前倒しさせていただいて、スタートさせていただきたいというお願いでございます。

もちろん1月以降は、当然、週1回はこちらのほうに来ますし、もし、このような何かの形で問題が起きましたら、先ほど参事のほうで申し上げましたようにこちらのほうに駆けつけてその対応に当たらせていただくということが前提の条件になりますので、そのあたりもご理解いただいて、今回の茨木市からのお願いではあります

けれども、ご提案のほうをご承諾いただければと思っております。

今、説明させていただいたこの件について、何かご質問とかご意見とかございましたらお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(保護者) 特になし

(市) よろしいでしょうか。

そうしましたら、一定、この場では皆さんにはご理解いただいたということで、改めて各保護者のかたに向けて通知のご案内をさせていただきます。個別に出てきた不安であったり意見であったりということは、個別に対応させていただくということにさせていただきます。と思います。

ありがとうございました。

それでは、早速、第9回の三者協議会のほうを開催させていただきます。と思います。

お手元のほうに会議次第のほうをお配りさせていただいておりますので、それに従いまして進行のほうを進めさせていただきます。

まず、第1点目の案件でございます。「お泊まり保育について」ということです。

この「お泊まり保育」の実施につきましては、6月の三者協議会で1回目のご提案をいただきました。

来年度からの実施の賛否を問うアンケートを保護者会のほうでとっていただいて、8月の三者協議会でその結果についてご報告をいただいたところでございます。

その中で費用負担の問題であったり、実施場所の問題であったりというところがございまして、現在、保留というか、継続して審議をしているような状況になっておりまして、改めまして保護者会のほうから、現4歳の「そらぐみ」の保護者の皆様を対象にアンケートを実施していただいたと聞いておりまして、その結果も一定のご報告をいただいているところでございますけれども、改めてこの場で保護者会からのご説明をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いたします。

(保護者) アンケートの結果は、そら組の今回のお泊まり係のかたから、後ほど報告をしていただくことになっていきますので、今、考えている方向性としては、三者協議会の場で正式に決定させていただいて、来年度、実施していければと思っております。

来年、実施した後、また保護者会、実施した「たいよう組」、来

年は「たいよう組」になるので、実施してどうだったかというアンケートをしっかりとって、またそれを還元して、その翌年度に生かしていくということは、しっかりやっっていこうと思っていますので、なるべくいい方向に、なるべく変化もできるような体制で毎年々できれぱと思っています。

来年度のことなので、やはり準備のことを含めて、やはり早く決めたいということなので、今日、一応、我々としては進める方向で考えているので、もうこの場で市のかたの了承をとれればと思っています。

では、アンケートの結果だけ。

(保護者) そら組の1泊保育係をしております〇〇と申します。

先ほど、市のほうからも報告をいただいていたとおり、1泊保育についてずっとアンケートを実施している状況の中で、前回のアンケートで費用負担について、ここが多分、一番大きいところだと思うのですが、そら組在籍のかたの保護者向けにアンケートを実施しました。

在籍者数24名に対して全員から回答を得ています。

その中で、この費用についてなのですけれども、今、天王こども園さんで実施されているお泊まり保育の案を見た上で、参考にした上で、費用というのは、概算ですけれども、アンケートの参考にといいことで出させてもらって、それを見ていただいた結果、24名全員のかたが、費用負担については賛成をいただいています。

場所についてなのですけれども、これも今現在、天王こども園さんのほうでされている場所と、あとひとつ考えられるのが、このてんのう中津保育園だったので、このふたつを場所の候補として希望をとってみました。

デイサービスセンターということで、こちらが15名、どちらでもいいということで9名というふうになっているのですけれども、場所については、また園長先生を含め、保育園側のほうとも相談をさせていただいて、具体的には決めていくという方向で考えております。

下のほうに要望とか質問とか細かいことが出ているのですけれども、これについても実際に、今日、認めていただいた上で進めていくという中で、また色々お泊まり保育についてプログラムが色々考えられると思うので、その中で園のほうからご報告いただく内容かと思っています。

(市) ありがとうございます。

アンケートの結果を見ていますと、費用負担のほうにもご了解をいただいている。場所のほうにつきましても、やまゆり苑さんとどちらでもよい、で分かれていますので、概ね、やまゆり苑さんでも問題がないのかなというところですね。

あともう一点、園の主催でということになりますので、保育行事のひとつとしての取り組みということになると思います。そこらあたりの考え方を法人様のほうからまず説明させていただいて、また議論を進めさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

(法 人) アンケートをとっていただきましてありがとうございます。

現4歳児、そら組さんのアンケート結果として拝見させていただき、場所についてやまゆり苑のほうをご希望いただいているのが多数ではあるのですが、保育内容及びその場所についても、園が主体としてやらせていただくということであれば、これは検討事項として、決定はまた園とも十分、職員とも相談させていただいた上で決めさせていただきたいと思っております。

大多数の方がデイサービスセンターのほうをご希望いただいておりますが、それは変更になるかもしれないということで、ご理解いただけたらと思います。

先ほども〇〇さんのほうからご報告がありましたが、保育内容についてのご要望もいただいておりますが、それについても次年度の担任と子どもたちの様子を考慮した上で、決めさせていただきたいと思っておりますので、園のほうでこういった取り組みを進めていくかということは決めさせていただいてご報告させていただけたらと考えております。

(市) 園の行事として位置づけるということになりましたら、その次の5歳児さん、またその次の5歳児さんということで、継続して取り組むことが必要だと思うのですが、これは、現在のそら組の皆さんは全て賛成なので、来年度実施に向けては前にどんどん進んでいくと思う。再来年度の保護者、次の年度の保護者というのはどうお考えになっているか分からないので、そのあたりはどうさせてもらったらいいですか。

例えば、今、保護者会の会長さんからご提案いただいたように、とりあえずお泊まり保育というのは、今、現状、このてんのう中津保育園の中ではないのです。それを改めて、初めてスタートするこ

とですから、来年度実施して、その後、アンケートもしていただける、評価もするという事なので、試行的に一回やってみて、それを捉えた上で継続行事とするか、どうするかという判断の方向性もありかなと少し思ったりもするのです。そのあたりは、法人さんと保護者会さんのほうで詰めていただいて、どういう取り扱いにして本格的な保育行事のひとつとして取り組むのか、それとも試行的にやってみて、評価して、やはり課題があるのだったらもう少し検討してからやるとか、そういうことも考えられると思うので、その辺は少し詰めていただいたほうがいいかなというように思います。

(法人) 会長さんが言ったように、来年度から一度やってみて、そこで反省とか評価をしていただいて次年度以降はという形が一番いい。

(市) その実施に当たってそれをしっかり言っておかないと、次の年度の保護者、賛成・反対があると思うのですけれども、賛成のかたにしたら、去年やったのに何で、というようなことになるので、その考え方はあらかじめ示してされたほうがいいのではないかなと少し思いましたので、ちょっと発言させていただきました。

(保護者) 行事でやっていただくのですが、ただ、判断材料が余りにも、今、下のクラスの方にはないので、きっちり実施して、その上で、保護者の我々もアンケートをとって、それを見て、継続するかどうか。そういう形で。

(市) はい、分かりました。

そうしましたら、一旦、このそら組さんのお泊まり保育については皆さんの総意もいただいておりますので、前に進める方向で法人様と調整をしていただくということでこの案件を終わらせていただいております。

ありがとうございます。

それでは次の案件に移らせていただきます。

案件の2つ目でございます。卒園アルバムについてということですが。

卒園アルバムにつきましては、これまでは保護者会でアルバム委員を決めていただきまして、保護者の皆様がそれぞれご協力のもとに作成していただいております。

このたびのご提案については、業者への委託等も考えていらっしゃるということでございますので、まずはその提案の内容についてご説明をお願いしたいと思います。

(保護者) 毎年、アルバム係ということで何名か決めて、卒園式をして、そ

の後、作成して、保護者のかたに配るという形になっていたのですが、正直言って保護者の負担が余りにも大きい、それが好きなかたもいらっしゃるので、それはいいのですけれども、そうでないかたへの負担が大きいということがあったので、できれば保育園主体でやっていただけないかということで相談をしたときに、天王こども園で、今、使っている業者さんの見積もりを出していただいたのと、あと、うちの使っている業者に見積もりを出していただいている、それとあと、保護者で継続してやるかという3パターンでどちらにするかという方向で今考えています

すると、やはり見積もりのところでどうしても費用が1万円前後になって、少し高いというところがあるので、今、まだその時点でストップしているということと、あと、写真代が、今、貼っていますけれども、今、だいたい50円くらいの安い値段でできているのですが、もしアルバムを業者に任せるときに、写真代が上がる可能性もあるということなので、そのあたりで少し来年のそら組、もしくは園の全体の意見を確認した上で、進めようかなと思っています。

先月の保護者会でもその話をして、今月も、この後にありますけれど、もう一回、少し簡単に相談をして、アンケートを作成して、来年度、どちらに進めようかということを決めようかと思っています。

(市) そうでしたら、今の段階では比較見積もりをされて、それぞれ手法がある中で、どれをしていくか、それを、保護者の方のご意見を伺うアンケートも、今、作成段階にあるというような感じですね。

(保護者) そうですね。

(市) はい、分かりました。

そうでしたら、先ほど会長から仰っていただきましたように、費用の負担の問題については、この三者協議会でご説明をさせていただいて、ご理解をいただいて、決定事項とするということになっておりますので、まず、保護者の皆様でその手法とか、お考えが集約できるような、アンケートも含めてですけれども、それを検討いただいて来年度までの三者協議会のどこかのタイミングでまたその報告をいただいで議論できればと思っていますのでよろしくお願いいたします。

この件についてはよろしいでしょうか。

では、次に進めさせていただきます。

3つ目の案件でございます。「保育短時間の延長保育料の取り扱

いについて」ということをごさいます。

子ども子育て支援新制度が平成 27 年 4 月からスタートいたしまして、標準時間認定と短時間認定と 2 つの区分に分かれております。そのうち保育短時間認定の延長保育料につきましては、公立保育所のほうではこの 1 年間、徴収しないと、経過措置ということで取り組みを進めてきました。

法人様のほうでも同様の取り扱いをさせていただいていたのですが、平成 28 年度からの考え方についてご説明をいただきたいと思うのですが、まず最初に茨木市の考え方について、平成 28 年度から経過措置が終わりますので、そのあたりのご説明をさせていただいた後に法人様のご説明にという形で入らせてもらいたいと思います。

では、よろしくお願ひします。

(市) それでは、まず本市の公立保育所の延長保育料の取り扱いについて説明のほうをさせていただきます。

お手元に参考ということで、7 月 15 日付けで公立保育所に掲示させていただいた文書をお配りしておりますので、その裏面の表のほうをご覧いただきながらお聞きいただくと分かりやすいかと思うのですが、公立保育所の延長保育料につきましては、先ほど課長からお話がありましたように今年度 4 月 1 日からスタートしました子ども子育て支援新制度の関係で、11 時間の保育標準時間の利用可能時間を午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 までとさせていただいて、開所時間が 7 時から 19 時までですので、保育標準時間の利用可能時間のその前後、朝 7 時から 7 時 30 分までと、18 時 30 分から 19 時までを延長保育時間として、月額利用は朝の 30 分、夕方の 30 分ともそれぞれ 2,500 円ずつ、日額の利用の場合は朝の 30 分、それから夕方の 30 分ともそれぞれ 300 円ずつ徴収させていただいております。

以上が保育標準時間認定のかたの延長保育料の取り扱いなのですが、保育短時間認定のかたにつきましては、8 時 30 分から 16 時 30 分までの 8 時間を保育短時間認定の基本保育時間ということにさせていただきまして、新制度上は、先ほども申しましたように本年の 4 月から、その前後、7 時から 8 時半までと 16 時 30 分から 19 時まで、新制度の関係で延長保育料が発生するのですが、公立保育所につきましては、新制度に移行したということで、それに伴って保護者の皆様の負担の軽減を図るために経過措置ということで平成 27 年度、この 4 月から平成 28 年 3 月までの 1 年間については、

保育短時間認定の方の延長保育料のうち朝7時30分から8時30分までと、それから16時30分から18時30分までの延長保育料は徴収しないということとしています。

ですから、保育短時間認定の方の延長保育料については、7時から7時30分までと18時30分から19時までの利用についてのみ保育標準時間の認定の方と同じということで、その時間帯の利用についてのみ徴収させていただいたということでございます。

それで、平成28年度4月以降についてどうするかということなのですが、お配りしている資料、今、ご覧いただいている資料の下のほうの2番です、こちらのほうなのですが、保育短時間認定、平成28年4月から適用、というところで書いている部分なのですが、午前・午後それぞれ時間区分に応じて月額・日額それぞれ徴収させていただくことになります。

詳細のほうは、午前のほうがそれぞれ30分ずつに分かれていて、7時から7時30分まで、7時30分から、厳密に言えば7時31分からなのですが、7時30分から8時まで、8時を過ぎて8時半までということで、月額のほうがそれぞれ7,500円、5,000円、2,500円。日額のほうが900円、600円、300円ということで。

午後の延長保育料につきましては、16時30分から19時の延長保育料ということで適用になります。お迎えの時間がそれぞれ16時30分から19時までということで30分ずつに区切らせていただいて、16時30分から17時までと、それから17時から17時30分まで、17時30分から18時まで、18時から18時30分まで、18時30分から19時までということで、それぞれ月額が2,500円、5,000円、7,500円、1万円、1万2,500円、日額のほうは下の欄を横に見ていただいて、300円、600円、900円、1,200円、1,500円ということで、詳細のほうは、またご覧いただければと思うのですが、本市の公立保育所における来年度からの保育短時間の延長保育料の取り扱いについては以上になります。

(市) それでは、引き継ぎまして法人様のほうから、来年度からの延長保育料の取り扱いについてご説明をお願いいたします。

(法人) 私ども法人といたしましても、公立保育所のほうが平成28年度から変更されるということについて、公立保育所に準じて、てんとう中津保育園でも合わせた取り組みをさせていただきたいと思っております。

標準時間認定の方についての午前延長、午後延長についての徴収

の仕方も今までと変わらないです。

保育短時間認定の方については、今、お手元、役所の分ではありますが、表で見ていただいている形で、同じような取り組みをさせていただきたいと思っております。これについては、今は役所からの文書でお手元のほうにありますが、園からのお知らせという形で全戸配布させていただいて、お知らせさせていただきたいと思っております。

料金のほうが発生いたしますので、お迎え時間についての保護者とのお迎え時間を明確にするために、今後、こういった形でお迎え時間のほうを保護者の方に来ていただいた段階で書いていただくのか、あるいは別の方法でということとは明確な対処の方法ができるよというというのは、今後ももう少し考えさせていただきたいと思っております。

以上です。

(市) ありがとうございます。

公立の延長保育料の考え方、それから、それに準じた形で実施されるてんの中津保育園の延長保育料の考え方、ご説明させていただきましたが、何か不明な点とか聞いておきたいというようなことがございましたらお伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(保護者) この保育短時間認定の延長保育料、7時から8時半の延長保育の適用の送り時間が小刻みになって、30分ごとに設定される、ということは、例えば7時からもし利用するとしたら、900円プラス600円プラス300円というようにかかってくるということですか。

(市) いえ、ごめんなさい。これは少し書き方が悪いのですけれども、7時からの方は7時からその30分だけ使うということは考えられないので、そこからスタートしての金額がこれという。保育短時間認定の8時半までの間の金額。

(保護者) 8時半までの間で。

(市) そうなのです。

(保護者) 例えば7時から8時半の料金が900円となるということですか。

(市) そうですね。

(市) これは最大という形で考えていただければいいかと思えます。

(市) すみません。ちょっとこの上の送り時間の書き方がこうなのですが、送り届けたそこから保育がスタートするので、保育は継続してずっといきますので、少し分かりづらい表記になっているのですけれども、基本は30分300円と、それがどんどん追加されるとどんどんプラスして600円になって900円になるという形になって

いきますので、少し私の最初見たときに「うん」と思ったのですが、そういう意図です。

ですから、右から見てもらったら時間の経過ごとに300円、600円、900円というふうに上がっていきますよと。その間に900円までいったら通常の保育時間に入ってずっと保育、短時間の保育の基本の保育時間が始まりますよということになります。

(市) これ、先ほども申しましたように、ちょっと30分というところが重なっているのですけれども、現実には30分過ぎてということになるので31分からということの計算になるのですが、ちょっと細かいのでそういう書き方をさせていただいています。

(市) ほかに何かございますでしょうか。

(保護者) 特になし

(市) よろしいでしょうか。

では、一旦、進めさせていただきます。

それでは、次の案件、4つ目でございます。「民営化後の保護者アンケートの実施について」ということでございます。

民営化後の保護者アンケートにつきましては、これまでの民営化事業におきまして、保護者のかたから、「民営化1年以内のアンケートの実施」についてご要望をいただいていたところなんです。

また、市といたしましても、民営化後の保護者の皆様からご意見をいただくことにより、移管後の法人様の保育内容等の検証、それから今後のご意向なんかも確認させていただいて、保育内容の充実、それから民営化の評価・検証の材料とさせていただきたいと思っておりますので実施させていただくものでございます。

アンケートの具体的な実施方法、内容につきましては、担当のほうからご説明を申し上げます。

(市) それでは、公立保育所の民営化後における保護者アンケートについて説明させていただきます。

ただいま課長のほうからご紹介がありましたけれども、民営化後のアンケートにつきましては、これまでの民営化事業で保護者の皆様から1年以内にアンケートを実施してほしいということでご要望をいただいたことですか、法人様の移管後の保育内容等に関しまして市のほうとしましても確認をさせていただきたいということで、保護者の皆様からご意見をいただいて、その検証であるとか今後の意向の把握であるとかということで、今後の保育内容の充実に、法人様も含めて、役立てていきたい、また、民営化後の検証のために

実施をさせていただくということで、お手元にお配りしております、このとじたA4の分なのですけれども、これが実際のアンケートの用紙になります。

アンケートの実施期間としましては、12月7日、明後日の月曜日から1月8日の金曜日までということですのでさせていただいて、調査対象といたしましては、平成28年1月1日現在でてんの中津保育園に在園中の全児童の保護者の皆様とさせていただきます。

アンケート用紙につきましては、各世帯に一部ずつということで7日、月曜日に園のほうから全戸配布をさせていただくということで、アンケート期間中は、回収ボックス、黄色の、このボックスを、先生、事務室の前とか置く所はありますか。

(法人) はい。子どもの下駄箱のところで。

(市) そうですね、はい。

事務所のところに設置をさせていただいて、回収のほうは市のほうで責任を持って行いますので、先ほどのアンケートの実施期間中に投函をいただきますようによろしく願いいたします。

アンケートの内容につきましては、お手元にお配りさせてもらっています「民営化後における保育園の保育園内容等に関するアンケート」ということで、こちらをご覧くださいながらお聞きいただきたいのですが、大きな項目としましては、まず保育園に通っているお子様についてということで、お子様の入園時期についてお尋ねしています。

これは民営化後に入られたかた、あるいは民営化前から在園されているかたということで、その意向のほうをお聞きしたいということで書かせていただいているものです。

次に2の保護者との連携についてということで、民営化後の法人様の保護者の皆様との連携について、接し方であるとか、悩みの相談対応など6項目についてお尋ねしています。

ちょっと駆け足になるのですが、次に裏へ行っていただいて、3の保育の内容についてということで、生活習慣や遊びなど7項目についてお聞きしています。

次に4番、保健関係についてということで、健康診断の実施内容であるとか健康指導など5項目についてお聞きしております。

次に5として、給食についてということで、給食や献立表の内容についてお聞きをしているということです。

順次、ざっと説明をさせていただきますけれども、次に6としま

して保育環境について。遊具や砂場などの安全・衛生管理など3項目についてお聞きしているということです。

続いて7は年間行事について、参観、懇談など3項目についてということで、ここまでは満足度調査といったような形で民営化後の保育内容等について満足、それからやや満足、それから普通、やや不満、不満、不明の中から選択をいただいて、それぞれ移管前、移管後で答えていただく。該当するところに丸をつけていただいて、それぞれの個別意見ということで、この内容についてはこんな意見があります、ということがありましたら、あるいは歳児によって、ご兄弟がおられて、歳児によって対応が違って、お兄ちゃんはこちらだけれども弟さんはこうだ、ということがあれば、それぞれのご意見欄に書いていただくということで、そういう形式とさせていただきます。

また、民営化後に入園されたお子様の保護者の皆様につきましては、民営化前、移管前ですね、と民営化後、移管後の比較が難しいと思いますので、移管前は不明で移管後については満足度を回答いただく、あるいは比較できないということで移管前、移管後ともにわからないというかたもおられるかと思しますので、不明という選択肢も設けさせていただきます。

次に8番についてなのですが、こちらからは児童と保護者自身ということで、お子様は喜んで通園されていますか、また、保護者の皆様が安心してお子様を保育園に預けていただいているかということで、こちらの項目につきましては、どちらかといえば、も含めて「はい」か「いいえ」でお答えいただくということになっております。

最後に9番と10番としまして、民営化の進め方であるとか、民営化についてそれぞれ具体的に民営化自体についてでも結構ですので意見をいただきたいということでご意見欄を設けさせていただきます。

アンケートの内容につきましては、以上の10項目、31問の設問ということになります。

かなり多くの設問にお答えいただき、ご意見をいただくこととなりますが、このアンケートにつきましては、昨年度に民営化させていただいた鮎川保育園、それから保育園下穂積キッズでも全く同じ内容で実施させていただいておまして、各民営化園の民営化後の保護者の皆様の満足度やご意見等について比較や検証をさせていた

だきたいということで考えておりますので、昨年度と全く同じ内容で実施をさせていただいておりますのでご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

また、本年度、てんのう中津保育園と同時に民営化させていただいたさいのもと保育園でも、先日の三者協議会で説明させていただいて、同時に同じ内容で実施をさせていただくということにしております。

実施期間が年末年始ということで、お忙しいと存じますけれども、より多くの保護者の皆様からご意見をいただきたいと思っておりますので、是非ご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

なお、今回のアンケート結果につきましては、取り急ぎというか早急に取りまとめて3月の三者協議会で報告をさせていただいて、その後、できるだけ早く市のホームページで公表させていただきますので、よろしくお願いいたします。

民営化後の保護者アンケートの実施についてのご説明は以上でございます。

(市) ただいま、少し長くなりましたけれどもアンケートについてご説明をさせていただきました。

このアンケートについて何かご質問等がございましたらお伺いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(保護者) ホームページに挙げると言われていたのですけれども、そのときに何々組の保護者で誰とかという書き方はしないのですか。

(市) しないです。

(保護者) 何々組とかも書かないのですか。

(市) 書かないですね。

(市) 何世帯の方から回答をいただいかということと、民営化後と民営化前の方の回答の満足度のところのパーセンテージを表示させていただいて、いただいたご意見については、概要ではありますけれども全てご紹介するという形で、何歳児のどのクラスの方がこんな回答をされていますというような細かいところは、全てそういうことは載せないということになります。

(保護者) 結構、項目数が多いので時間がかかるかなと思うのですけれども、実際、前にされている保育所、保育園の保護者の方々というのは、どれくらいの回収率でこれは返ってきているのでしょうか。

(市) 四十何%だったと思うのです。その回収率につきましては、先ほども申し上げたように年末年始とか色々あるかと思うので、その時

期にということもあるのですけれども、一定、園の行事とかが全部終わって、民営化の引き継ぎの中で、重要な行事が終わった中で実施させていただきたいということもありますので、この時期にさせていたでているのですけれども、回収率のほうは、ちょっとというところがありまして。

(保護者) せっかくとるのに 40%だったら、はっきり言って余り意見を吸い上げていることにはならないのではないかなと思うので、もう少しその回収率を上げる方向性を考えていただいて、せっかくやるのだったら、そこはしていただいたほうがいいのではないかなという気もするのですけれども、アンケートをとらせていただきますというだけで、これだけだったら、多分、忙しい親御さんだったらきっと、もう面倒くさいと思うのです。

(市) そうですね。

(保護者) もう少し何か、やはり意見が吸い上げられて今後に生かされるような形で回収率が上がるような、そういった形でアンケートを実施していただくほうが、より効果的なのではないかなと私は思うのですけれども。投げかけるだけではなくて。

(市) 内容につきましては、色々、簡素化するであるとかということでも検討はしたのですけれども、この民営化というのは年次計画というものがありまして、去年、今年、それから来年、玉島というところがあるのですけれども、アンケートにつきましては去年実施させていただいた内容で、内容をがらっと変えてしまうと比較がなかなかできないものですから。

(保護者) そうですね。いや、一定の形、その形式は同じほうがいいと思うのですけれども、そのほうが比較もできる。

ただ、その 40%という回収率に対して、そうしたら、それを上げようという、その努力はされるべきなのではないのかなと私は感じるのですが。

(市) はい。一定、先ほど瀧川のほうが申し上げましたけれども、民営化が4月からスタートしてほぼほぼの行事が終了した全てを見ていただいた上で評価していただきたいという思いがございましたので、一定、この期間にということになって。

それで、この期間になりますと年末年始、ご家庭のご事情も絡んでくるし、まして項目数がこれだけ多いということになるので、その回収率になっているのかなというふうに。

回収率アップの方策として、今、ぱっと思いつくのは、この回収

の期間をもう少し緩やかに、正月を挟んでももう少し待つて回収の期間を多くとって、できるだけ多く回収できるように取り組むとか、そういった方向はあるのかなと。

一定、そうなりますと、あとスケジュールで、最終、この結果を三者協議の3月末までにご紹介しなければいけないと。そのスケジュールとの兼ね合いもございますので、ご意見をいただいていますので、そこはそういう方策も含めてちょっと検討させていただきたい。

(保護者) そうですね。内容を変えるとか、そういうつもりではないので、せっかくだったら、もう少し上げられるようにしていただけたほうがいいと思います。

(市) 分かりました。ありがとうございます。

(市) これ、1月1日現在と書いているのですが、一応、基準の日ということで設けさせていただいているので、7日にお配りしますので、もしお手すきのときがありましたら1月1日を待たずに書き始めていただいで出していただけたらと。

1月8日までということ考えておるのですけれども、締め切りのほうはもう少し緩やかな形で考えてもいいかと思しますので。

(市) そのほかに何かご意見等はございますでしょうか。

(保護者) 特になし

(市) よろしいでしょうか。

では、次に進めさせていただきます。

最後の案件です。5番「その他」ということとございます。

何か本日の案件以外に何かありましたら、この場でお願ひしたいと思ひますがいかがでしょうか。

(保護者) 1歳児で担任の先生が変わったじゃないですか。新しい先生の名前は知っているのですけれども、今までおられた先生なのか、どの先生なのかと顔が全然分からなくて、今までおられた先生が代わりに入っておられるのか、新しく採用された先生ですか。

(法人) そうです。

(保護者) 全然顔とかも分からないので、誰が見てくれているのか全然分からないということがあるので、ちょっとまた写真を貼りだしていただけたらと。

(法人) 分かりました。写真も合わせて紹介いたします。

(市) そのほかに何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

そうしましたら、少しこの時間をいただきまして、引き継ぎの期間を少し前倒ししましたので、佐竹のほうから少しご挨拶をさせてもらいたいというふうに思います。

(市) おはようございます。いつもお世話になっております。

課長、参事のほうからお話がありましたように、公立保育所の1か所で所長が不在になりますので、そちらのほうに応援という形で行かせていただきますけれども、引き継ぎはそのまま全うさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

職員2人と私の3人が、今月、週3日というところをクリアするのですけれども、今月、大きな行事が最後にありますので、生活発表会が、もう本当に楽しみにしておりますので、異動していった職員、元担任も、運動会のおきもそうなのですけれども、気になりますし、子どもたちの成長がすごく見たいということで来てくれていますので、またお会いになられましたら、よろしくお願ひいたします。

17日からといっても、一番最後の週が週1日になるだけなのですけれども、17日の週は、3日間はクリアできると思いますので、よろしくお願ひします。1月から3月まで週1、公立保育所からこちらに出張という形で来させていただきますので、今後ともよろしくお願ひします。

(市) よろしくお願ひいたします。

それでは、本日の案件はこれで終了させていただきます。

長時間にわたりご協力をいただきましてありがとうございました。

—了—